

世田谷区

令和4年度



正規雇用促進事業のご案内

奨励金の概要

世田谷区は、有期契約労働者を正規雇用労働者へ転換後、研修等のキャリアアップ促進を実施した事業主へ奨励金を支給いたします。

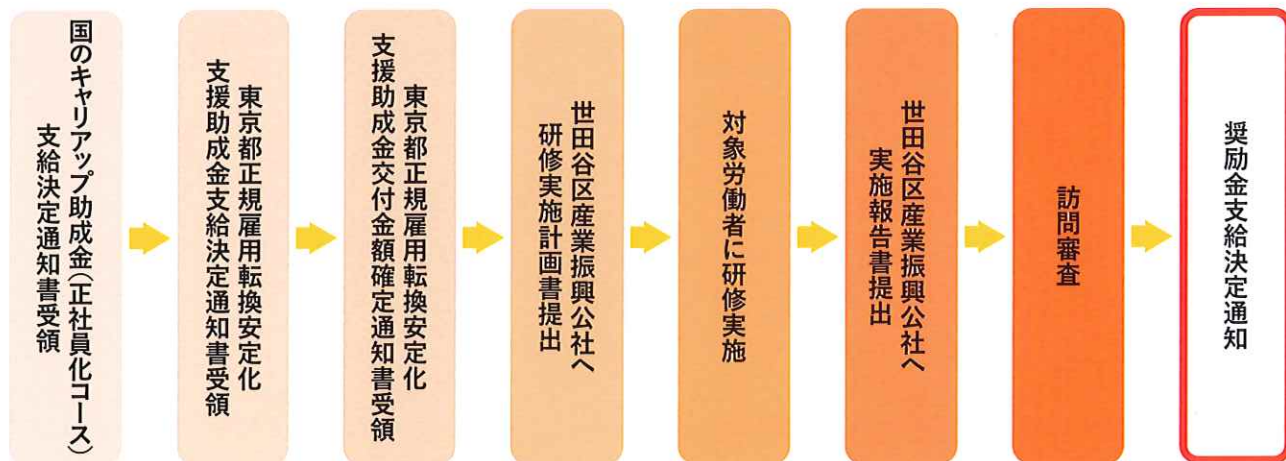
対象

右記すべてに該当する事業所に対して支給します。

- ・世田谷区内に雇用保険適用事業所を置いている中小企業
- ・平成30年度4月以降(公財)世田谷区産業振興公社に有期契約労働者等の求人を公開し、公社の紹介で採用された労働者を正規雇用へ転換し区内事業所にて雇用していること。
- ・上記労働者に対する国のキャリアアップ助成金(正社員化コース)の支給決定、東京都正規雇用転換安定化支援助成金の支給決定及び交付金額が確定していること。

助成要件

- ・東京都正規雇用転換安定化支援助成金の交付金額確定通知受領後3か月以内に対象労働者にキャリアアップのための研修を受講させること。



助成金額

公社奨励金

1事業所につき**3万円**を上限に実費を支給いたします。

※申請が予算額に達した場合は受付を終了いたします。

申請の方法

持参または郵送にてご提出ください。

※郵送の場合は、双方に記録が残る簡易書留等の方法により送付してください。
 なお、申請書類は信書に該当しますので、信書の送付が禁止されているメール便、宅配便等は使用しないでください。
 ※申請に必要な各様式は、三茶おしごとカフェホームページよりダウンロードしてください。

HP: <https://www.setagaya-icl.or.jp/oshigotocafe/top.html>

三軒茶屋駅から徒歩約2分!

世田谷産業プラザ2F
 東京都世田谷区太子堂2-16-7



申請受付・問い合わせ



三茶 おしごとカフェ

〒154-0004 東京都世田谷区太子堂2-16-7 電話: 03-3411-6604
 受付時間: 平日午前9時~午後5時まで